

個人で設置した合併処理浄化槽について (帰属の手続き)

～市営浄化槽事業区域内の既存合併処理浄化槽の取り扱い～

浄化槽維持管理のイメージ図



※浄化槽管理者とは、通常
浄化槽所有者などのことで、
浄化槽の維持管理（保守
点検、清掃、法定検査）の
義務があります。

市上下水道局に浄化槽を**帰属**すると、



私は、市営浄化槽
使用者になるのね。

佐賀市上下水道事業管理
者＝浄化槽管理者になっ
て維持管理をするよ。



佐賀市上下水道局庁舎



さがっぱ潤くん

佐賀市上下水道局 下水道工務課 浄化槽係

TEL 0952-34-5047 (直通) / FAX 33-1505

メール : gesuikomu.sui@city.saga.lg.jp

URL : <http://www.water.saga.saga.jp>

〒849-8558 佐賀市若宮三丁目6番60号 佐賀市上下水道局 3階

■佐賀市営浄化槽事業（帰属）の概要

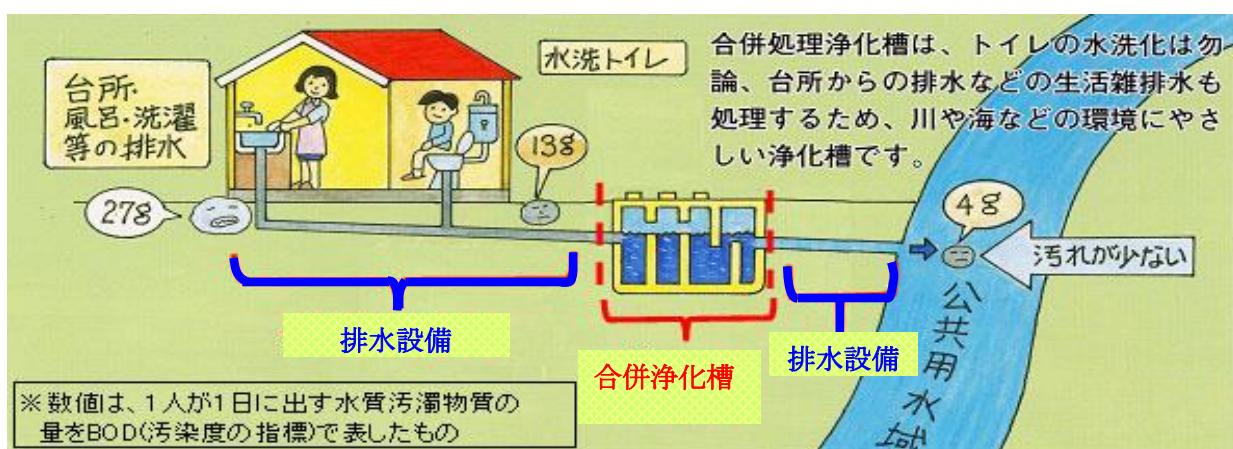
佐賀市では、公共下水道、農業集落排水事業の対象地区以外を浄化槽事業区域と定め、「**市営浄化槽事業**」を行っています。

この区域内にある個人が設置した既存合併処理浄化槽のうち、**条件を満たし、生活排水を適切に処理する機能を有するもの**については、市上下水道局に帰属^{*}することができます。

帰属を行うことで、合併処理槽は「**市営浄化槽**」となり、市上下水道局が主体となり維持管理を行います。

*帰属とは、物・権利などが、特定の人・団体・国などの所有となることです。

☆帰属を行うと個人管理に戻す事はできません。



浄化槽に関する3つの義務



保守点検

清掃

法定検査

浄化槽法で、決まっているんだよ

帰属をすると

申請者から浄化槽使用料を頂き、
佐賀市上下水道事業管理者が浄化槽管理者となり維持管理を行います。
なお、排水設備については、引き続き個人での管理をお願いします。

1 帰属後について

① 浄化槽使用料

使用料をご負担いただくことにより、帰属された浄化槽の維持管理を上下水道局が行います。

なお、使用料は、浄化槽の大きさ（人槽）によって決まり、**使用人数の減少による変更は行えません。**

(消費税 10%込み)

人槽区分	使用料／月	人槽区分	使用料／月	人槽区分	使用料／月
5人槽以下	2,619円	16~20人槽	9,848円	36~40人槽	18,229円
6~7人槽	3,143円	21~25人槽	12,780円	41~45人槽	19,905円
8~10人槽	4,191円	26~30人槽	14,876円	46~50人槽	21,580円
11~15人槽	8,591円	31~35人槽	16,552円	51人槽以上	当該浄化槽の維持管理費用を考慮し定めます

※ お支払いは2か月分を1回として請求します。

例) 7人槽をご使用の場合、1回のお支払額 3,143円×2か月=6,286円

※ 使用料は、消費税率及び下水道使用料等の見直しにあわせて変更する予定です。

※ 浄化槽の使用をやめる（上水道の使用を停止）ときは、使用休止（又は廃止）の手続きをお願いします。使用休止のお手続きをされるまで、使用料がかかります。

※ 使用休止（又は廃止）の際は、使用料支払分に応じた浄化槽清掃費用を請求させていただきます。

※ 自治公民館に設置された市営浄化槽の使用料は、人槽に関わらず公共下水道の基本使用料と同額（1,210円／月（消費税 10%込み））と定めています。

② 受益者分担金・・・・・・受益者分担金は発生しません。

③ 浄化槽の使用方法・・・・帰属前と同じです。

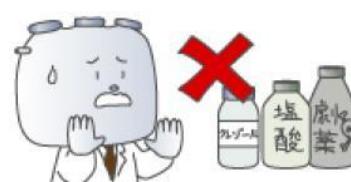
☆ 汚れた水を浄化するのは浄化槽内の微生物です。微生物が元気になれば、水をきれいにする力も強くなります。微生物がはたらきやすい環境にするために、次の点に注意して浄化槽を使いましょう。



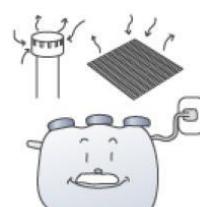
トイレの水は規定量を流す
トイレットペーパー以外の異物を流さない



天ぷら油や野菜くずを流さない。



微生物の活動に影響を及ぼす薬剤を流さない



浄化槽の電源を切らない
浄化槽の上に物を置かない



2 維持管理にかかる市上下水道局と使用者の費用負担区分について

	管理にかかる費用負担項目	市上下 水道局	使用者
①	浄化槽使用料		○
②	浄化槽保守点検費（消毒薬品代含む）	○	
③	浄化槽清掃費（法規定回数分）	○	
④	法定検査料	○	
⑤	プロワの交換・修理（部品交換等）にかかる費用 (経年劣化等による場合)	○	
⑥	プロワの電気代		○
⑦	浄化槽清掃等に使用する水道代		○
⑧	浄化槽に設置している放流ポンプの維持管理費 及び放流ポンプの作動不良が原因による本体の修繕		○
⑨	使用者の都合による浄化槽の移動・撤去に関する費用		○
⑩	使用者の責により必要となった浄化槽及びプロワの修繕に かかる費用		○
⑪	耐用年数を経て交換が必要になった既存浄化槽本体の撤去 及び、新設浄化槽本体の設置にかかる費用	○	



個人で管理する維持管理費
と比べてください。

3 帰属申請の手続きについて

① 帰属の条件

1. 净化槽区域内にある合併処理浄化槽^{*}であること。
2. 浄化槽の使用人員が適正であること。
3. 浄化槽用地を市上下水道局が無償で使用することについて、土地所有者と帰属申請者が同意書を提出すること。
4. 浄化槽設置届を保健福祉事務所に提出していること。
5. 原則として、合併処理浄化槽登録制度により、登録を受けた浄化槽であること。
6. 申請の日以前1年間の保守点検が適正に行われていること。
7. 申請の日以前1年間に送風機の消耗部品の交換が行われていること、もしくは市上下水道局が浄化槽の管理を開始する前に行うこと。
8. 申請の日以前1年間の法定検査結果が不適正でないこと。
9. 補修工事等の必要がないこと。
10. 周囲に浄化槽の維持管理に支障を及ぼす構造物がなく、かつ浄化槽の使用状況に問題がないこと（現地確認）。
11. 申請の日以降市上下水道局が浄化槽の管理を開始する以前に、浄化槽内の汚泥を抜き取り、清掃を行うこと。

*合併処理浄化槽とは、トイレだけでなく台所、風呂の生活雑排水も処理する浄化槽です。

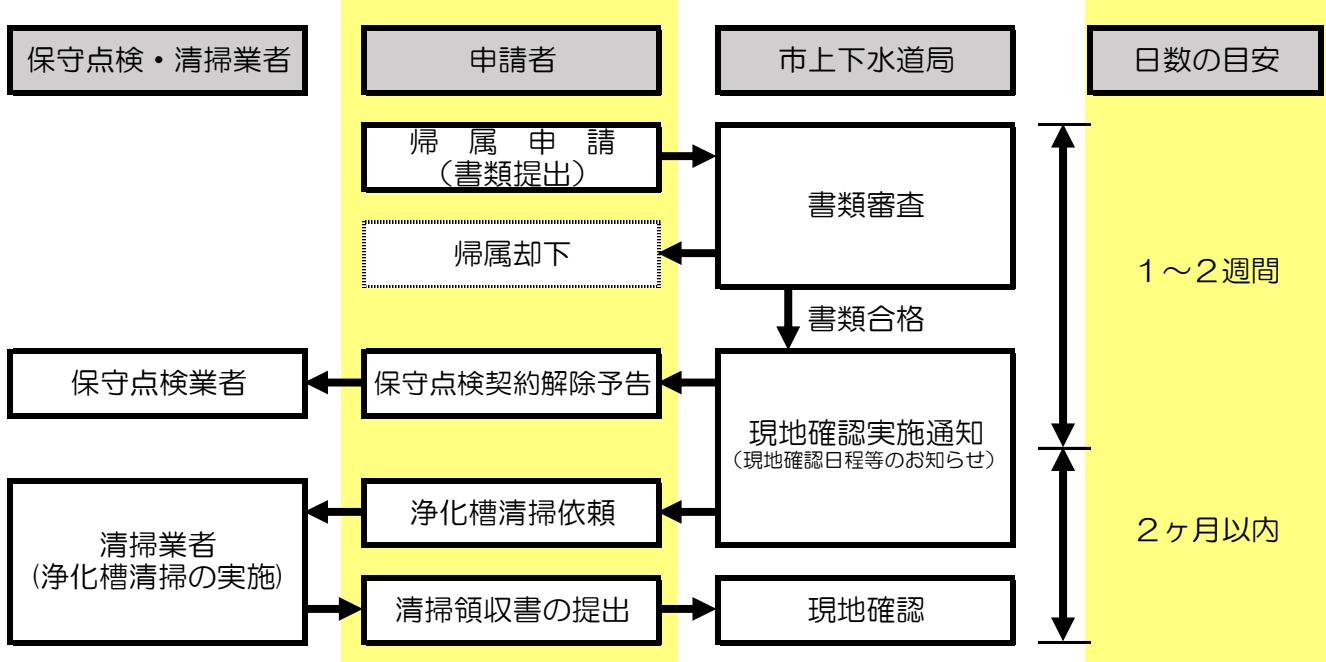
② 申請者

◇帰属申請は、原則として現在の浄化槽管理者本人、又は同居家族^{*}が行ってください。

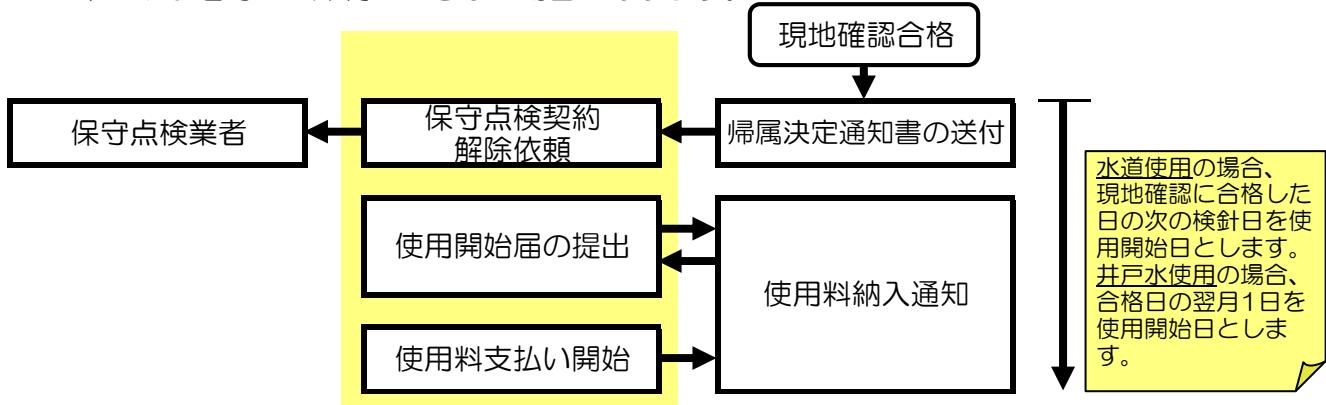
*どうしても本人、又は同居家族が窓口に来られない場合、代理の方でも結構です。
ただし、委任状をお持ちください。

*浄化槽管理者とは、浄化槽を所有している人、又は使用している人を言います。
浄化槽保守点検記録表に記載されている浄化槽管理者名をご確認ください。

③ 申請から帰属までの流れ



※帰属のための条件が満たされていないことが、現地確認の際に判明した場合、市上下水道局への帰属ができない場合があります。_____



④ 提出書類

1. 既存浄化槽帰属申請書（様式）
2. 既存浄化槽帰属同意書（様式）
3. 浄化槽法第7条、または11条検査結果書の写し
 申請日以前1年以内の検査年月日であること
 判定が「適正である」か「おおむね適正である」と記載があること
 外観検査及び所見の指摘事項に問題がないこと
4. 申請の日以前1年間の浄化槽保守点検記録表の写し※
5. 浄化槽設置届出書の写し※

http://www.water.saga.saga.jp/main/5436.html

3. 4. 5. の
書類を紛失されている
場合は、その旨お申し
出ください。

⑤ 申請先

◆佐賀市上下水道局3階 下水道工務課 净化槽係に申請してください。

